

第二百六十一号議案

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都選挙管理委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都選挙管理委員会関係手数料条例（平成二十年東京都条例第百三十五号）の一部を次のように改正する。
別表中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に、

公職選挙法（昭和二十五年法律
第一百号）第二百六条及び地方
自治法第二百五十八条が準用す
る行政不服審査法（平成二十六
年法律第六十八号）第三十八条
第一項の規定に基づく書面若し
くは書類の写し又は電磁的記録
に記録された事項を記載した書
面（以下「写し等」という。）
の交付

写し等の交付手数料

写し等（単色刷り）一枚につき
十円

写し等（多色刷り）一枚につき
二十円

写し等の交
付のとき。

写し等（多色刷り）一枚につき
二十円

を

（提案理由）

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二百六十六条及び地方自治法第二百五十八条が準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定に基づく書面若しくは書類の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面（以下「写し等」という。）の交付		写し等の交付手数料	
都道府県提出文書の写しの交付手数料	円	写し等（単色刷り）一枚につき十円	写し等（多色刷り）一枚につき二十円
スキャナにより読み取つてできた電磁的記録を複写した光ディスク一枚につき百円	円	写し（単色刷り）一枚につき十円	写し等の交付のとき。

に改める。

政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十四号）の施行による政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）等の改正に伴い、収支報告書等の写しの交付に関する手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。